

～桑名市建築開発関係手数料条例 別表第1 関係【建築許可等申請手数料】～

建築基準法条項	申請内容	手数料
第7条の6第1項第1号又は第2号	検査済証の交付前の仮使用認定	120,000円
第42条第1項第5号	道路の位置の指定	50,000円
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の建築認定	27,000円
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の建築許可	33,000円
第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内の建築許可	33,000円
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	27,000円
第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内の建築許可	160,000円
第47条ただし書	壁面線外の建築許可	160,000円
第48条各項ただし書	用途地域の建築等許可	180,000円
第51条ただし書	特殊建築物等の敷地の位置の許可	160,000円
第52条第10項、第11項、第14項	建築物の延べ面積の特例許可	160,000円
第53条第4項	建ぺい率の制限の特例に係る許可	33,000円
第53条第5項第3号	建ぺい率の制限の適用除外に係る許可	33,000円
第53条の2第1項第3号、第4号	建築物の敷地面積の許可	160,000円
第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000円
第55条第3項各号	建築物の高さの許可	160,000円
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	160,000円
第57条第1項	高架工作物内建築物の高さ制限適用除外認定	27,000円
第59条第1項第3号	高度利用地区の容積率・建ぺい率の特例許可	160,000円
第59条第4項	高度利用地区の建築物の各部分の高さの許可	160,000円
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの許可	160,000円
第60条の3第1項第3号	特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積の特例許可	160,000円
第60条の3第2項ただし書き	特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可	160,000円
第67条の3第3項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の許可	160,000円
第67条の3第5項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置の許可	160,000円
第67条の3第9項第2号	特定防災街区整備地区内の建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の3第1項、第2項、第3項	再開発等促進区等の建築物の容積率、建ぺい率又は高さ制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の3第4項	再開発等促進区等の建築物の各部分の高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の3第7項	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の4	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものと区分し定める地区計画等の区域の容積率制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の5の2第1項	特定建築物地区整備計画等の区域内の建築物の容積率の特例に係る認定	27,000円
第68条の5の3第2項	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域の建築物の各部分の高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の5の5第1項	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域の建築物の容積率又は各部分の高さ制限の適用除外に係る認定	27,000円
第68条の5の6	地区計画等の区域の建築物の建ぺい率の認定	27,000円
第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の延べ面積の許可	160,000円
第85条第5項	仮設建築物の建築許可	120,000円
第85条第6項	仮設興行場等の建築許可	160,000円
第86条第1項	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の認定	(建築物の数が1又は2の場合) 78,000円 (建築物の数が3以上の場合) 78,000円 + 2 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の認定	(既存を除く建築物の数が1の場合) 78,000円 (既存を除く建築物の数が2以上の場合) 78,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第3項	広い空地を有する一団地内に建築される1又は2以上の建築物の許可	(建築物の数が1又は2の場合) 220,000円 (建築物の数が3以上の場合) 220,000円 + 2 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条第4項	広い空地を有する一定の一団地の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の許可	(既存を除く建築物の数が1の場合) 220,000円 (既存を除く建築物の数が2以上の場合) 220,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の2第1項	一般敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	(一般敷地内認定建築物を除く建築物の数が1の場合) 78,000円 (一般敷地内認定建築物を除く建築物の数が2以上の場合) 78,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の2第2項、第3項	一般敷地内認定建築物又は一般敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	(一般敷地内認定建築物又は一般敷地内許可建築物を除く建築物の数が1の場合) 220,000円 (一般敷地内認定建築物又は一般敷地内許可建築物を除く建築物の数が2以上の場合) 220,000円 + 1 を超える建築物の数 × 28,000円
法第86条の5第1項	1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	(1件につき) 6,400円 + 現に存する建築物の数 × 12,000円
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画による容積率等の制限の適用除外に係る認定	27,000円
法第86条の8第1項	既存の1の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定	27,000円
法第86条の8第3項	既存の1の建築物を段階的に改修する場合の制限の緩和に係る認定の変更認定	27,000円

～桑名市建築開発関係手数料条例 別表第 1 関係【建築確認等申請手数料】～

【建築物を建築する場合】

床面積の合計 「<」を超える、「A」床面積、「≦」以下	確認申請 (計画通知)	完了検査		中間検査
		中間検査なし	中間検査あり	
A ≦ 30 m ²	8,000 円	17,000 円	17,000 円	17,000 円
30 m ² < A ≦ 100 m ²	19,000 円	22,000 円	21,000 円	21,000 円
100 m ² < A ≦ 200 m ²	41,000 円	36,000 円	34,000 円	33,000 円
200 m ² < A ≦ 500 m ²	63,000 円	51,000 円	49,000 円	47,000 円
500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	107,000 円	67,000 円	64,000 円	62,000 円
1,000 m ² < A ≦ 2,000 m ²	155,000 円	95,000 円	89,000 円	84,000 円
2,000 m ² < A ≦ 10,000 m ²	231,000 円	171,000 円	164,000 円	143,000 円
10,000 m ² < A ≦ 50,000 m ²	341,000 円	244,000 円	237,000 円	204,000 円
50,000 m ² < A	610,000 円	449,000 円	443,000 円	391,000 円

備考

- 1) 建築物を移転（同一敷地内の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合には、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表の床面積の合計とした場合の金額となります。
- 2) 建築物に昇降機等の建築設備が含まれる場合には、上記表手数料のほか、下記表の手数料が必要です。
- 3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合には、当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表の床面積の合計とした場合の金額となります。なお、床面積が増加する場合には、増加する部分の床面積の金額となります。
- 4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合で、昇降機が含まれる場合には、上記表の手数料のほか、下記表の手数料が必要です。
- 5) 完了検査に昇降機が含まれる場合には、上記表の手数料のほか、下記表の手数料が必要です。

【建築設備を設置する場合】

1 件につき（遊戯施設は 1 機につき）		確認申請(計画通知)	完了検査
①	小荷物専用昇降機以外の昇降機等の建築設備	23,000 円	41,000 円
	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機以外の建築設備の計画を変更する場合	10,000 円	
②	小荷物専用昇降機	8,000 円	24,000 円
	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合	5,000 円	

【工作物を築造する場合】

1 件につき（遊戯施設は 1 機につき）		確認申請(計画通知)	完了検査
①	法施行令第 138 条第 1 項の工作物	17,000 円	29,000 円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合	7,000 円	
②	法施行令第 138 条第 2 項又は第 3 項の工作物	23,000 円	41,000 円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合	10,000 円	

【その他注意事項】

- 1) 構造計算適合判定が必要な建築物の適合判定申請は、指定構造計算適合判定機関にお問い合わせ下さい。
- 2) 指定確認検査機関に申請する場合には、各指定確認検査機関にお問い合わせ下さい。

※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- ・手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
- ・桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前 9 時から午後 3 時迄です。

【問い合わせ先】桑名市 都市整備部 建築開発課

- 建築許可等申請手数料に関すること ☞ 建築指導係（TEL：0594-24-1295）
- 建築確認等申請手数料に関すること ☞ 建築審査係（TEL：0594-24-1218）